

空き家等活用支援事業補助金取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この取扱要領は、空き家等の利用促進及び本市商工業の活性化を図ることを目的として、本市内に所在する空き家等を賃借して創業する事業者に対し、内装・設備工事費の一部について予算の範囲内において空き家等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別紙 1 事業内容の項に掲げる事業とする。

2 補助事業の事業期間は、交付決定の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(対象団体)

第 3 条 補助事業の公募の対象となる団体は、次の各号の全てに該当する団体とする。

- (1) 新たに商業等を営もうとする者又は既に営んでいる者で、指定区域内にある空き家等を活用し、新たに出店する個人又は法人であること。
- (2) 法人にあつては、岡山県内に本社又は事業所が所在する者であつて、定款、規約、会則その他の定めにより、団体として運営上の規律が確立されていること。
- (3) 個人にあつては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に記録されている 20 歳以上の者であつて、申請日において岡山県内に居住している者であること。
- (4) 決算を適正に行っていること。
- (5) 補助金の交付を受けようとする者が、直接事業又は営業に携わること。
- (6) 開業に際し法令等に基づく許可及び資格等が必要な場合、その許可等を有すること又は開業までにその取得が確実であること。
- (7) 市内に既にある店舗の移転ではないこと。
- (8) 空き家等所有者と賃借人が同一世帯員又は生計を一にする者でないこと、空き家等所有者の配偶者、二親等の血族及び姻族でないこと。
- (9) 政治的活動及び宗教的活動を主たる目的としていないこと。
- (10) 国又は地方公共団体から他の制度による補助を受けている又は受ける予定となっていないこと。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当しないこと。
- (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（瀬戸内市暴力団排除条例（平成 23 年瀬戸内市条例第 32 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等をいう。）の統制下にある団体ではないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象とする経費は、補助事業の目的を達成するために

直接必要な経費であって、別紙1 補助対象経費の項に掲げるものとする。

- 2 団体の事務所等の維持経費、交際費、慶弔費、食糧費、積立金、他の団体への負担金及び補助金、予備費並びに団体運営に関する人件費は、対象としない。
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費の定額とし、1 補助事業の補助金額は200万円程度とする。

- 2 補助金額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
(周知)

第6条 補助事業の周知は、公社等のホームページへの掲載その他の方法により周知して行うものとする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、空き家等活用支援事業実施計画書応募申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添えて、指定の期日までに代表理事宛てに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 個人である場合にあつては履歴書、法人である場合にあつては定款又はこれに準ずるもの
- (3) 個人にあつては住民票の写し、法人にあつては履歴事項全部証明書の写し(いずれも申請日前3月以内発行のものに限る。)
- (4) 印鑑証明書の写し(申請日前3月以内発行のものに限る。)
- (5) 必要な許可証及び資格証等の写し
- (6) 空き家等の賃貸借契約書の写し
- (7) 空き家等の位置図、建物平面図
- (8) その他代表理事が必要と認める書類

(審査)

第8条 代表理事は、申請書の提出があつたときは、申請書について次に掲げる事項を審査するものとする。なお、審査は、別紙2 審査基準に基づき行うものとする。

- (1) 申請団体の適格性
- (2) 事業の内容及び実施方法
- (3) 事業の効果

2 前項の審査を行うため、3人以上の選定審査員を置く。

3 選定審査員は、代表理事が委嘱し、又は任命する。この場合において、当該事業に係る外部有識者の中から1人以上委嘱するものとする。

4 選定審査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査結果の報告)

第9条 選定審査員は、前条第1項の審査の結果を遅滞なく代表理事に報告するものとする。

(決定及び公表)

第10条 代表理事は、選定審査員からの報告を踏まえ、採択及び不採択を決定するとともに、申請団体に対し、空き家等活用支援事業補助金審査結果通知書

(様式第3号)により審査結果を通知する。

- 2 代表理事は、採択を決定した申請団体について、その名称、当該補助事業の事業名、内容等について、公社等のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(交付申請)

第11条 前条の規定により採択された補助事業の申請団体（以下、「補助金等交付候補者」という。）は、空き家等活用支援事業補助金交付申請書（様式第4号）により、代表理事に補助金の交付を申請しなければならない。

(交付決定通知)

第12条 代表理事は、補助金を交付することと決定したときは、補助金等交付候補者に対し、空き家等活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。ただし、決定に際して、必要な条件を付することができる。

(事業の着手)

第13条 事業の実施については、前条の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、補助金等交付候補者は、あらかじめ、代表理事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第6号）を代表理事に提出するものとする。

- 2 前項のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、補助金等交付候補者は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

また、この場合においても、補助金等交付候補者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(変更等承認)

第14条 第12条の規定により補助金の交付決定を受けた補助金等交付候補者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定後に、第7条各号に掲げる書類の記載事項について変更しようとするとき（別紙1重要な変更の項に掲げるものに限る。）は、空き家等活用支援事業補助金内容変更等承認申請書（様式第7号。以下「承認申請書」という。）を代表理事に速やかに提出しなければならない。

- 2 代表理事は、前項の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業の変更等を適当と認めるときは、補助事業者に対し、空き家等活用支援事業補助金内容変更等承認通知書（様式第8号）により通知する。ただし、第13条の規定により決定した交付決定金額は、増額しない。

(中止等報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を中止し、若しくは取下げようとするときは、空き家等活用支援事業補助金に係る中止（廃止）報告書（様式第9号。以下「中止等報告書」という。）を代表理事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、当該補助事業が完了又は事業期間が終了したときは、空き家等活用支援事業補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」と

いう。)を、次に掲げる書類を添えて、代表理事に速やかに提出しなければならない。

- (1) 実施状況の写真
- (2) 領収書等の事業費総額が確認できる書類の写し
- (3) その他参考となる資料

(補助金の額の確定)

第17条 代表理事は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、空き家等活用支援事業補助金確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第18条 代表理事は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、補助事業者が補助金の概算払を希望する際は、補助金交付決定額の5割を上限に、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、空き家等活用支援事業補助金交付請求書(様式第12号)を代表理事に提出しなければならない。

(事業実績の公表)

第19条 代表理事は、補助金の額を確定したときは、実績報告書等に基づき、補助事業の成果について公表するとともに、選定審査員に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第20条 代表理事は、補助金を交付した事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (4) その他不相当と認められる事実があったとき。

2 前項の場合において、代表理事は、空き家等活用支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により取消しを通知し、既に補助した補助金がある場合は、空き家等活用支援事業補助金返還命令書(様式第14号)により返還を命じるものとする。

(継続事業期間)

第21条 交付決定者は、出店後継続して5年以上、事業の継続に努めるものとする。

(庶務)

第22条 この取扱要領に基づく庶務は、瀬戸内市振興公社において処理する。

(その他)

第23条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱要領は、平成 28 年 12 月 12 日から施行する。
- (この取扱要領の失効)
- 2 この取扱要領は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 17 条から第 22 条までの規定については、この取扱要領の失効後も、なおその効力を有する。

別紙1（第2条、第5条、第15条関係）

<p>事業内容</p>	<p>空き家等（本市内に所在する戸建の建築物で、商業活動又は居住を目的としており、現に使用されていない又は近く使用されなくなる予定のものをいう。以下同じ。）を活用した商業又は工業の実施に必要となる店舗の整備であって、新規出店者が健全で一定の経済効果（収入又は雇用機会の増加等）が期待できる業種であること。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>空き家等の活用のために必要となる店舗の改装に係る工事費等（内装工事、外装工事、給排水設備工事、電気工事、ガス工事等）</p> <p>なお、住居を併設しようとする場合においては、住居部分に係る改修費等については補助対象外とする。</p> <p>(1) 空き家等の改修に要する経費 (2) 備品の購入に要する経費 (3) その他代表理事が必要と認めた経費</p>
<p>重要な変更</p>	<p>(1) 事業の内容の追加又は削除 (2) 事業目的の変更 (3) 補助事業に要する経費の30%を超える増減</p>

別紙2（第8条関係）

空き家等活用支援事業審査基準

新商品開発等支援事業補助金補助金等交付候補者選定に係る審査基準について、審査項目（採点基準）及びポイントは以下のとおりとします。

これに基づき申請ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から補助金等交付候補者を決定します。

審査の項目・審査基準	ポイント	採点
必須項目	取扱要領記載の事業実施要件を満たした事業内容となっているか。また、事業内容がすべて記載されている事業実施計画となっているか。 a なっている b 概ねなっている c 一部しかなっていない d 全くなっていない	a 5ポイント b 3ポイント c 2ポイント d 不採択
事業実施主体の適格性	① 事業を行う上で適切な事業実施体制となっているか。 a 適切な事業実施体制となっている b 概ね適切な事業実施体制となっている c 概ね適切な事業実施体制となっているレベルよりやや劣る d 適切な事業体制になっていない	a 5ポイント b 3ポイント c 2ポイント d 不採択
	② 事業を行う上で適切な知見、専門性等を有しているか a 適切な知見、専門性等を有している b 概ね適切な知見、専門性等を有している c 概ね適切な知見、専門性等を有しているレベルよりやや劣る d 適切な知見、専門性等を有していない	a 5ポイント b 3ポイント c 2ポイント d 不採択
事業内容及び実施方法の適格性説	① 成果目標の水準は妥当か。 a 高い水準にある b 妥当な水準にある c 概ね妥当な水準にある d 水準が低く、事業効果が期待できない	a 5ポイント b 3ポイント c 2ポイント d 不採択

	<p>② 事業実施計画は、成果目標の達成に向けて整合性がとれており、内容は妥当であるか。</p> <p>a 整合性がとれており、内容も妥当である</p> <p>b 概ね整合性がとれており、内容も概ね妥当である</p> <p>c 概ね整合性がとれているが、内容は概ね妥当であるレベルよりやや劣る</p> <p>d 整合性が十分ではなく、内容も妥当ではない</p>	<p>a 5ポイント</p> <p>b 3ポイント</p> <p>c 2ポイント</p> <p>d 不採択</p>	
	<p>③ 事業の実施スケジュールは妥当であり、実現性はあるか。</p> <p>a 妥当であり、実現性がある</p> <p>b 概ね妥当であり、実現性が見込まれる</p> <p>c 概ね妥当であるが、実現性は、実現性が見込まれるレベルよりやや劣る</p> <p>d 妥当でなく、実現が困難である</p>	<p>a 5ポイント</p> <p>b 3ポイント</p> <p>c 2ポイント</p> <p>d 不採択</p>	
	<p>④ 効率的な事業費の算定がなされているか。</p> <p>a 算定は妥当であり、効率的な事業が期待できる</p> <p>b 算定は概ね妥当であり、効率的な事業がある程度期待できる</p> <p>c 算定は概ね妥当であるが、効率性は、効率的な事業がある程度期待できるレベルよりやや劣る</p> <p>d 算定が妥当でなく、効率的な事業は期待できない</p>	<p>a 5ポイント</p> <p>b 3ポイント</p> <p>c 2ポイント</p> <p>d 不採択</p>	
事業の効果	<p>事業の実施によって、期待される効果や波及効果は十分なものとなることが見込まれるか</p> <p>a 十分な効果が見込まれる</p> <p>b 概ね十分な効果が見込まれる</p> <p>c 概ね効果は見込まれるが、概ね十分とされるレベルよりやや劣る</p> <p>d 効果が見込まれない。</p>	<p>a 5ポイント</p> <p>b 3ポイント</p> <p>c 2ポイント</p> <p>d 不採択</p>	

計（満点 40 点）

注 1：上記審査基準の不採択の項目に一つでも該当がある場合は、不採択とする。

注 2：同点の場合には、満点の項目が多いものを上位とする。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

一般財団法人 瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也 殿

所在地（〒 — ）
法人名称（申請者名）
代表者役職・氏名
（担当者氏名及び連絡先）

㊟

年度空き家等活用支援事業実施計画書応募申請書

空き家等活用支援事業補助金取扱要領第7条に定義される市内の空き家等を活用して事業を行いたいので、関係書類を添えて応募します。

記

1. 事業所の所在地	
2. 名称（屋号）	
3. 家賃額	円（月額）
4. 交付申請額	円（総額）
5. 補助対象機関	年 月分から 年 月分まで家賃
6. 賃貸借契約日	年 月 日
7. 開業日	年 月 日
8. 事業内容	

【添付書類】

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 個人事業主にあつては住民票の写し、法人にあつては履歴事項全部証明書の写し（いずれも申請日前3月以内発行のものに限る。）
- (3) 印鑑証明書の写し（申請日前3月以内発行のものに限る。）
- (4) 必要な許可証及び資格証等の写し
- (5) 店舗についての賃貸借契約書の写し
- (6) その他代表理事が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

年度空き家等活用支援事業実施計画書

1. 事業計画

1. 業 種
2. 事業内容
3. この事業の動機・目的
4. この事業の経験（勤務先、経験年数、資格等）
5. この事業の具体的内容
6. この事業の特徴等

2. 資金計画

1. 必要な資金				
設備資金	店舗経費	円	備品購入費	円
運転資金	仕入れ	円	経費支払	円
2. 調達方法				
自己資金	円	借入金	円	
3. 開業後の見通し				
売上高	開業当初：	円	軌道後：	円
(根拠)				
仕入れ	開業当初：	円	軌道後：	円
(根拠)				
経費	人件費：	円	家賃：	円
(根拠)	支払利息：	円	その他：	円
利益	開業当初：	円	軌道後：	円

年度空き家等活用支援事業補助金審査結果通知書

（申請団体）
所在地（〒 — ）
法人名称（申請者名）
代表者役職・氏名

印

年 月 日付けで申請のあった 年度空き家等活用支援事業補助金について、
審査の結果、次のとおり決定したので、空き家等活用支援事業補助金取扱要領第10条の
規定により通知する。

年 月 日

一般財団法人瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也

印

審査結果	
事業費総額	円
補助対象事業費	円
補助見込額	円
備考	

様式第4号（第11条関係）

年度空き家等活用支援事業補助金交付申請書

年 月 日

一般財団法人 瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也 殿

(申請団体)
所在地(〒 _____)
法人名称(申請者名)
代表者役職・氏名
連絡先

㊞

年度空き家等活用支援事業補助金について、交付を受けたいので、空き家等活用支援事業補助金取扱要領第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業費総額	円
補助対象事業費	円
交付申請額	円 ※交付申請額は、補助限度額以下の金額とすること。ただし、100円未満の端数は切り捨てること。

（補助事業者名）

殿

一般財団法人瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也



年度空き家等活用支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記補助金について、次のとおり交付することに決定したので、空き家等活用支援事業補助金取扱要領第12条の規定により、通知します。

記

- 1 実施事業名
- 2 この補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付で提出のあった申請書に記載されたとおりとする。
- 3 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。また、補助対象経費の増額による補助金の額の増額は認めない。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 4 補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額は、申請書の記載のとおりとする。
- 5 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに事業を実施した補助事業者が支出した額に各補助率を乗じて得た額の合計額又は交付決定された補助金の額のいずれか低い額とする。
- 6 補助事業者は、空き家等活用支援事業補助金取扱要領の定めるところに従わなければならない。

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

一般財団法人 瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也 殿

所在地（〒 — ）
法人名称（補助事業者名）
代表者役職・氏名
連絡先

㊞

年度空き家等活用支援事業補助金に係る交付決定前着手届

年度空き家等活用支援事業実施計画に基づく別添事業内容について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので、空き家等活用支援事業補助金取扱要領第13条の規定により、届けます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

一般財団法人 瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也 殿

所在地（〒 ー ）
法人名称（申請者名）
代表者役職・氏名
連絡先

㊞

年度空き家等活用支援事業補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知があった標記補助事業の内容及び経費の配分を次のとおり変更したいので、空き店舗等活用支援事業補助金取扱要領第14条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 実施事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 変更が及ぼす影響
5. 添付書類
 - (1) 変更後の事業実施計画書
 - (2) その他代表理事が必要と認める書類

年度空き家等活用支援事業補助金内容変更等承認通知書

所在地（〒 — ）
法人名称（補助事業者名）
代表者役職・氏名
連絡先

㊞

年 月 日付けで申請のあった 年度空き家等活用支援事業補助金について、
補助事業の内容の変更等について次のとおり承認したので、空き家等活用支援事業補助金
取扱要領第14条の規定により、通知します。

年 月 日

一般財団法人瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也

㊞

変更内容	
事業変更後の 対象事業費	円
補助金交付決定額	円
補助金変更交付 決定額	円（ 円減）

様式第9号（第15条関係）

年 月 日

一般財団法人 瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也 殿

所在地（〒 — ）
法人名称（補助事業者名）
代表者役職・氏名
連絡先

㊞

年度空き家等活用支援事業補助金に係る中止（廃止）報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知があった標記補助事業を次の理由により中止（廃止）したいので、空き家等活用支援事業補助金取扱要領第15条の規定により報告します。

記

- 1 実施事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

注）説明書類を添付すること。

様式第 10 号（第 16 条関係）

年 月 日

一般財団法人 瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也 殿

所在地（〒 — ）
法人名称（申請者名）
代表者役職・氏名
連絡先

㊞

年度空き家等活用支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定通知があった標記補助事業を 年 月 日に完了したので、空き家等活用支援事業補助金取扱要領第 16 条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

記

1. 事業の所在地	
2. 名称（屋号）	
3. 交付決定額	円
4. 補助対象経費	
5. 賃貸借契約日	年 月 日
6. 開業日	年 月 日
7. 事業内容	
8. その他	
9. 添付書類	店舗外観、内部写真等

年度空き家等活用支援事業補助金確定通知書

所在地 (〒 -)
法人名称 (補助事業者名)
代表者役職・氏名
連絡先

㊞

年 月 日付けで実績報告のあった 年度空き家等活用支援事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、空き家等活用支援事業補助金取扱要領第 17 条の規定により、通知します。

年 月 日

一般財団法人瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也

㊞

補助金交付決定額	円
補助対象事業費	円
補助率	
補助金交付確定額	円

様式第 12 号 (第 18 条関係)

年度空き家等活用支援事業補助金交付請求書

年 月 日

一般財団法人 瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也 殿

所在地 (〒 _____)
法人名称 (補助事業者名)
代表者役職・氏名
連絡先

㊟

空き家等活用支援事業補助金取扱要領第 18 条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

請 求 額	円		
概算払・精算払の別	概算払 精算払 ※ 該当する方を○で囲んでください。		
補助金交付決定通知額	円		
補助金確定通知額	円		
交付済額	円		
指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 補助金交付決定通知書の写し (概算払のとき) <input type="checkbox"/> 補助金確定通知書の写し (精算払のとき) ※該当する方に☑を入れてください。		
振 込 先	金融機関名 支店名 預金種別 口座番号 ふりがな 預金名義		

※指令年月日及び指令番号の欄は、概算払請求の場合は補助金交付決定通知書の、精算払請求の場合は補助金確定通知書の年月日及び番号を記入してください。

様式第 13 号（第 20 条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者名）

殿

一般財団法人瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也



年度空き家等活用支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号により交付決定した 年度空き家等活用支援
事業補助金について、空き家等活用支援事業補助金取扱要領第 20 条第 1 項の規定により、
下記のとおり交付決定を取り消します。

記

1. 取消理由
2. 取消内容
3. 取消による費用返還額 円

様式第 14 号（第 20 条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者名）

殿

一般財団法人 瀬戸内市振興公社
代表理事 武久顕也

印

年度空き家等活用支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定を取消した 年度空き家等活用支援事業補助金について、空き家等活用支援事業補助金取扱要領第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり返還を求めます。

記

1. 補助金返還額 円
2. 納付期限 年 月 日
3. 納付方法所定の納付書により、金融機関で入金願います。